

最高裁秘書第4043号

平成28年12月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

11月24日付け（同月25日受付，最高裁秘書第3738号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成28年11月16日付け最高裁判所事務総局刑事局第二課長事務連絡「証人尋問中の証人に対する加害行為の防止について」（片面で1枚）

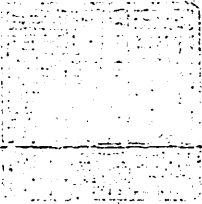
2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすることにより犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある情報及び裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，これらの情報は，行政機関情報公開法第5条第4号及び第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）



(訟ろー06)

平成28年11月16日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉 田 智 宏

証人尋問中の証人に対する加害行為の防止について

(事務連絡)

先日、ある庁において、被害者の証人尋問（遮へいの措置あり）中に、証人に対し、被告人（勾留中）が加害行為に及んだという事案が発生しました。事案の詳細は、現在調査中ですが、被告人は、弁護士席側の傍聴席寄りに設置された長いすに傍聴席に背を向けて着席し、両脇に刑務官2名が着席していたところ、突然立ち上がって証人席に駆け寄り、加害行為に及んだというものです。

現在、各庁において、逃走防止を含めた法廷内における事故防止に向けた取り組みが進められているところと承知しています。本件事案は、逃走事案ではないものの、被害者である証人に対し遮へいの措置がとられており、被害者の安全確保にも十分意を用いなければならなかったにもかかわらず上記のような事態が発生したことは、重く受け止める必要があります。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

おって、管内の簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から周知してください。